各位　　2026年10月31日

新たな地域医療構想策定に関する意見書

公益財団法人日本医療総合研究所

日々のご奮闘に敬意を表します。

公益財団法人日本医療総合研究所はこれまでみなさまのご協力ご支援を賜りつつ、保健・医療・介護・福祉に関する調査研究、集会および人材育成ならびに日本医療労働会館の運営に関する事業等を行い、誰もが質の良い安全で安心できる保健・医療・介護・福祉を享受しうる社会の形成に寄与することを目的とし、この目的実現のために運営して参りました。

政府は2028年度から新たな地域医療構想の策定を推進するため、2026年7月3日、都道府県に対して地域医療構想策定ガイドラインを提示し、2040年を見据えた供給体制に再編する方針を示しています。

この度、同方針に際し、上記の目的にある社会の形成に向けて本意見書を記しました。

医療供給体制および医療保障の充実を図る観点から、新たな地域医療構想という政策手段をめぐる政策展開について、政府をはじめ関係各位のみなさまとともに考え、当研究所においても向かうべき社会の形成の一端を担う責任があると考えています。

関係各位のみなさまとともに知恵と工夫を結集し、政策形成を進める必要があると考え本意見書がこれからの社会のあり方を考える契機となることを願い、ここに提起します。

なお、本意見書の要点は次の通りです。

記

1. 新たな地域医療構想の策定にあたっては、科学的で反証できるデータにもとづいて政策立案を図ること。データはすべて公表し、関係各位が議論できる材料とすること。

2. 地域医療構想策定ガイドラインはあくまでも地方自治法による技術的助言であり、ガイドラインの内容を事実上、都道府県に強制させないこと。

3. 将来的な医療供給体制について、画一的に集約、再編、統廃合を迫ることのないようにすること。むしろ、地域の実態に応じた内容で、地域での合意形成を土台とすること。なお、医療関係者の一部のみで検討するのではなく、在宅医療や介護をはじめとする専門職、自治体や地域住民など、関係各位とともに協議を図ること。

4. 地域住民の住み続ける権利を保障し、生存権、健康権、受療権を侵害することのないよう、医療保障の充実を図り不利益が生じないようにすること。そのためには実質的な当事者の意思決定のルートを保障すること。

5. 医療供給体制を縮小させることによって、医療需要が小さくなるという供給抑制による公的医療費抑制策を継続するのではなく、地域の医療需要が潜在化、つまり地域住民が重症化することのないよう、「保険あって給付なし」とならないよう、計画的に各地に医療供給体制を整備し、医療保障の充実、社会保障の向上および増進を図ること。

6. 人口減少によって医療需要等が小さくなるという喧伝や雰囲気の醸成に取り組まないこと。人口減少であっても高齢者人口は増加する地域の実態など、客観的な事実や科学的な手法にもとづき正確に医療需要を把握することに努めるとともに、新たな地域医療構想を手段とした公的医療費抑制策の転換を図ること。

以上

（第 51 回臨時理事会決議）

以上の通り、当研究所は新たな地域医療構想の策定という政策手段を通じた医療供給体制の再編に関して、標記の措置を政府に提起するとともに、誰もが質の良い安全で安心できる保健・医療・介護・福祉を享受しうる社会の形成に向けて本意見書を提起する。